（別紙）

御意見及び御意見に対する考え方について

案件名：「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準案について」の意見・情報の募集について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準案に関して、要望等について下記３点を提出します。 １．高齢化や生産人口の減少が加速化する中で、食肉小売業についても慢性的な人手不足が進展してきており、店舗継続が懸念されるような深刻な状況となっております。このたび特定技能制度の対象分野に新たに「食肉小売業」が追加されることに加え、育成就労制度においても対象とされる基準案が示されたこと、誠に喜ばしく思っています。 ついては、実施に向け、速やかに条件整備や情報提供に努めていただくようお願いします。 ２．食肉小売業の定義について、ただし書きで、「食料品製造を行うものに限る。」とされていますが、内容としては、精肉製造作業を行わず、容器包装に入ったもののみを販売する店舗を除き、それ以外の店舗内で精肉製造作業を行う業態であれば、対象とされると解して良いでしょうか。 ３．育成就労においては、技能試験が必要とされていますが、これまでの技能実習制度において公益法人全国食肉学校が牛豚精肉商品製造作業の試験実施等を実施されてきています。 ついては、育成就労制度へのスムーズな移行を図る観点からも、引き続き当該食肉学校の活用につき検討していただくようお願いします。	１．ご意見ありがとうございます。特定技能制度及び育成就労制度の施行に向け関係省庁で調整しております。今しばらくお待ちください。よろしくお願いいたします。 ２．今回の改正において追加する食肉小売業については、事業所（店舗）内で食料品製造業を行うものに限るとされており、店舗内において精肉製造業の業務を行う事業者が対象となります。 ３．昨年より専門家会議において、試験要領や試験問題について検討を頂いており、来年度においても同様の専門家会議を開催して、試験要領や試験問題が最終決定するところです。当方からも、これまでの技能実習制度と同様の取扱いを行うようにまとめているところです。
2	と畜業への育成就労を認めてほしい。人手不足が深刻です。	と畜場は、日本標準産業分類の大分類Ｒサービス業（他に分類されないもの）中分類 95 その他のサービス業に該当しますので、現行の特定技能制度同様、単独では認められないところです。 ただし、「肉製品製造のために一貫作業として、と殺を行うものは製造業とする。」と大分類Ｅ製造業の総説に記載されており、食肉製造業と一体的に実施

（別紙）

		していれば、食肉製造業の関連業務として従事して頂くことは可能です。
3	本改正には反対します。 外国人受入れの拡大、とりわけ家族帯同の拡大には強く反対です。治安悪化や不法滞在の増加、生活ルールの不一致などの問題が既に生じており、国民生活の安全に影響が出ています。 また教育・医療・福祉は既に逼迫しており、これ以上の受入れは社会負担の増大につながります。 人手不足を理由とするのではなく、日本人が働ける環境整備を優先すべきです。 以上の理由から本改正に反対します。 （同様の制度全体に係るご意見が他 14 件あり）	関係省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。